

山鹿市次世代育成支援対策推進法等の規定による特定事業主等を定める規則をここに公布する。

令和8年3月19日

山鹿市長 早田 順一

## 山鹿市規則第12号

### 山鹿市次世代育成支援対策推進法等の規定による特定事業主等を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）第19条第1項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第19条第1項の特定事業主を定めるとともに、次世代法第19条第1項及び女性活躍推進法第19条第1項に規定する特定事業主行動計画について必要な事項を定めるものとする。

(特定事業主等)

第2条 次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号。以下「次世代法施行令」という。）第2項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号。以下「女性活躍推進法施行令」という。）第1条第2項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるもの（以下「機関等」という。）は、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

市長（水道事業の管理者の権限を含む。）	市長が任命する職員
市議会議長	市議会議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
公平委員会	公平委員会が任命する職員
農業委員会	農業委員会が任命する職員
消防長	消防長が任命する職員
病院事業管理者	病院事業管理者が任命する職員

(その他)

第3条 機関等並びに次世代法施行令第1項及び女性活躍推進法施行令第1条第1項に規定する教育委員会は、特定事業主行動計画を共同して策定することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。